

この度は、「薬剤師国家試験対策参考書[改訂第10版]⑧法規・制度・倫理」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
 本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。  
 ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 青本[改訂第10版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
裏表紙まとめ 覚醒剤原料の研究目的 での製造・輸出・輸入	覚せい剤原料者の指定により、 ・製造:できる ・輸出・輸入:できない	覚せい剤原料 <u>研究者</u> の指定により、 ・製造:できる ・輸出・輸入:できない
P14 表 ●重篤副作用疾患別対 応マニュアルの例 血液の行	……尿量の現象、……	……尿量の <u>減少</u> 、……
P252 表 ●医療機器の販売 管理医療機器の行	要	(下記参照)
P301 問1 解答	誤	正
P301 問16 解答	誤	正
P349 問20 解答	誤	正

P252 表

●医療機器の販売

分類	販売等に関する規制	許可の期限	管理者設置
高度管理医療機器 *特定保守管理医療機器	都道府県知事の許可	6年	要
管理医療機器 *を除く	都道府県知事への届出		要 (家庭用を除く。)
一般医療機器 *を除く	規制なし		不要

※薬局開設者、医薬品販売業者、高度管理医療機器販売業者が管理医療機器を合わせて販売するときには、届出をしたものとみなす(令第49条)。

薬学ゼミナール編集 青問[改訂第10版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P222 問105 選択肢4		削除
P223 問105 解答解説4		削除
P306 問7 選択肢2 解説	国民健康保険の保険者は、市町村・特別 区又は国民健康保険組合である。	国民健康保険の保険者は、 <u>都道府県及 び市町村・特別区</u> 又は国民健康保険組合 である。